

改正

令和6年3月26日告示第23号

六ヶ所村木造住宅耐震改修支援補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、六ヶ所村住環境向上支援事業実施規則(令和3年規則第18号。以下「規則」という。)第2条第1項第2号に基づき実施する、六ヶ所村木造住宅耐震改修支援補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 六ヶ所村木造住宅耐震診断支援事業実施要綱(令和2年告示第43号。以下「診断実施要綱」という。)第2条第1号の耐震診断をいう。
- (2) 耐震改修 耐震診断により上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と判定された住宅について、当該評点が1.0以上となるように行う補強等(2015年改訂青森県木造住宅耐震補強シート等によるものに限る。)をいう。
- (3) 耐震技術者 青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者をいう。
- (4) 耐震改修計画 耐震改修を行う計画であって、耐震技術者の設計に係るものをいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震改修に係る工事及び当該耐震改修に伴い影響する範囲の改修工事(耐震技術者が耐震改修計画を作成し、工事監理を行うものに限る。)をいう。
- (6) 建替え工事 耐震診断により上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と判定された住宅を除却し、同一敷地内に診断実施要綱第4条第3号に規定する住宅を建築する工事(建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項の規定による者をいう。)が設計し、工事監理を行うものに限る。)をいう。
- (7) 簡易耐震診断 国土交通省住宅局監修、一般財団法人日本建築士防災協力編集の様式「誰でもできるわが家の耐震診断」の耐震診断問診表に基づいて、補助対象住宅の地震に対する安全性を評価することをいう(除却工事に限る。)
- (8) 除却工事 耐震診断により上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と判定された住宅又は簡易耐震診断による評点の合計が7以下と判定された補助対象住宅を取り壊すことをいう。

(補助対象住宅)

**第3条** 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、村内に存し、診断実施要綱第4条第1号から第3号までに掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と判定されたものとする。除却工事においては、昭和56年5月31日以前に建築された戸建て住宅で木造平家建て又は木造2階建てまでの住宅を対象とし、耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と判定された住宅又は簡易耐震診断による評点の合計が7以下と判定されたものとする。

(補助対象者)

**第4条** 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村内に補助対象住宅を所有する者（法人を除く。）又は所有者の親族
- (2) 次条に規定する工事の完了後に居住を予定している者（除却工事は除く。）  
（補助対象工事）

**第5条** 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象住宅について行う耐震改修工事、建替え工事又は除却工事とする。ただし、次の各号に掲げる工事は補助対象工事としない。

- (1) 規則第4条の規定による交付決定前に着手した工事
- (2) 耐震改修工事、建替え工事又は除却工事以外の建築工事及び外構工事等
- (3) 県及び国の他の制度に基づく補助金等の交付を受けた工事又は受ける予定の工事  
（補助対象経費及び補助金の額）

**第6条** 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）は、耐震改修に要する工事費（解体工事費を除く。建替え工事にあつては耐震改修に要する経費相当分に限る。）、設計費、工事監理費、耐震判定委員会耐震判定料、リフォーム工事<sup>かし</sup>瑕疵担保責任保険及び現場検査料とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 耐震改修工事・建替え工事 補助対象経費の合計額に5分の4を乗じて得た額又は150万円のいずれか低い額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。
- (2) 除却工事 補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額又は150万円のいずれか低い額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

**第7条** 規則第3条第1項に規定する村長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者本人の住所及び氏名等を確認することができる書類（運転免許証、旅券（パスポート）又は個人番号カード等の写し）
- (2) 工事概要を確認することができる図面（案内図、配置図又は平面図等）
- (3) 工事見積書（内訳明細が明記されているものに限る。）
- (4) 固定資産税納税通知書（固定資産税課税明細書を含む。）又は登記事項証明書の写し等補助対象住宅の所有者を確認することができる書類
- (5) 工事同意書及び印鑑証明書（規則第3条第2項に該当する場合）
- (6) 補助金振込先金融機関の通帳の写し
- (7) 個人住民税等に係る納税証明書又は完納証明書（村内に住民登録している者を除く。）
- (8) 耐震診断結果報告書（2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シート等によるものに限る。）の写し
- (9) 2015年改訂青森県木造住宅耐震補強シート等（耐震改修工事に限る。）
- (10) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し（建替え工事であり、確認申請の提出を要する場合に限る。）
- (11) 誓約書兼同意書（様式第1号）
- (12) 各種公的支給及び補助申請に関する申出書（様式第2号）

(13) その他村長が必要と認める書類

2 交付申請の受付は、毎年度4月1日から11月30日までとし、当該年度予算の範囲内において先着順とする。

(実績報告)

**第8条** 規則第8条第2項に規定する村長が別に定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 契約書の写し
  - (2) 領収書等支払いしたことを確認することができる書類
  - (3) 工事写真（耐震改修又は建替えに係る工事の部分又は部位ごとに着工前、施工中及び完成後の状況を撮影したもの）
  - (4) 耐震改修計画のとおり耐震改修工事を行ったことを、工事監理者（耐震技術者に限る。）が証した書類（耐震改修工事に限る。）
  - (5) 法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し（建替え工事であり、確認申請の提出を要する場合に限る。）
  - (6) 工事監理報告書の写し
  - (7) 補助金の交付決定額に変更が生じない範囲における軽微な変更が生じている場合は、変更の内容を確認することができる書類
  - (8) その他村長が必要と認める書類
- (その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。